

## 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会

日時：令和元年8月20日（火）  
午後1時30分から午後3時30分まで  
場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

### 配布資料

#### 〔議事資料〕

- 議事（1） 令和2年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）  
平成30年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（県分）  
平成31年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（市町村分）  
平成30年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（市町村分）

#### 〔参考資料〕

- 資料1 平成30年度ツキノワグマに関する各種データ

### 1 開会

（始めに、事務局が新たに委員となった8名を紹介後、佐藤自然保護課長が挨拶を行った。）

### 2 挨拶（佐藤自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、青井部会長が挨拶を行った。）

### 3 挨拶（青井部会長）

宮城県では、クマの出没や目撃が相当増えてるようですし、残念ながら先日不幸な事件もあったということで、ますます適切なクマの保護管理が重要になってくるように思う。よりよい管理ができるように皆さまの積極的な御意見等よろしくお願ひしたいと思う。それではただいまより、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の招集と開会を宣言する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について、青井部会長にお願ひする。）

#### 4 協議事項

##### (1) 令和2年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について

部会長：始めに、令和2年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：今の事務局からの説明について、意見はないか。

部会長：それではまず私の方から一点質問させていただく。実施計画4ページに記載されている令和元年度宮城県ツキノワグマ大規模生息域調査業務の結果をもって来年度個体数推定を行うということだが、この大規模生息域調査業務というのは現在実施中ということか。

事務局：現在実施中である。

部会長：「大規模」とあるが、これはどういう意味か。

事務局：ツキノワグマが多く生息している地域の調査ということであり、「大規模」というのは「生息域」に係る。具体的には、平成26年度に生息数の推定を行った際に、当時の委託業者の方で宮崎地区・仙台地区・七ヶ宿地区ということで3つの調査エリアを設定しており、それを宮城県内の主なツキノワグマが生息しているエリアであるということで設定していた。来年度の生息数推定調査を行うに当たって、また、今後ツキノワグマの管理計画を策定するに当たって、そのエリア分けを県の共通認識としていいのか、変化はあるのかということになり、生息域の調査を行うこととし、それをもって生息数の推定を行おうということで今年度大規模生息域調査を行っている。

部会長：ということは、来年度に具体的な生息数調査をやるということか。

事務局：はい。

部会長：では、その手法や規模はもう決まっているのか。

事務局：予算等の関係で確定した話ではないため計画書案には記載していないが、おおよそとしてはカメラトラップ調査を行う予定としている。県内の150ヶ所にセンサーカメラを設置し、生息数の推定を行うこととしている。これ自体は平成26年度に実施した調査か

らの変更はない。

部会長：カメラトラップ調査は単年度で行うのか。

事務局：はい。ただ平成26年度の調査は秋期から冬期にかけても調査を行ったという経緯もあり、今年度については、あらかじめカメラの設置箇所などもなるべく早く設定できるようにし、春期から夏期にかけて調査することで推定値の精度を上げていきたいと考えている。

部会長：だいたいわかったが、そういった大規模な調査をやるのであれば、やはりこの場で一度委員の意見とか伺ってから発注したり仕様書を作ったりするべきではないかと思う。この会は冬にはないんですよね？

事務局：はい。

部会長：であればこの場で議論するしかないと思うが、来年度カメラトラップ調査をやるとして、150基カメラを設置、それをいつからいつまでやる予定か。

事務局：センサーカメラによる撮影は、大まかには春期から夏期にかけて、ということでは考えている。現在小規模にカメラトラップ設置を行っているが、それは6月から9月までの撮影としているので、今のところそれを踏襲するのではないかと思う。その辺りの設置箇所だとか時期だとか手法については、先生方からも御助言いただきたいところである。

部会長：であれば、そういう機会の設定がないと、今初めて聞いて今からすぐに、というのはなかなか委員の皆さんも思いつかないのではないかな、と思うが、せっくなので何か良いアドバイス・意見あればお願いしたい。

伊澤委員：6月から9月というのはどういう根拠で設定しているのか。

事務局：冬期に入ってしまうと、まずもってクマが冬眠に入ってしまう。後は雪深い所だとカメラの回収ができなくなったり機材のトラブルが発生してしまうということで、除外される場所である。あとは秋頃にかかると山にもクマの食糧となるものが豊富になってくるため、センサーカメラにも誘引されづらくなる。そのため、だいたい6月から9月がセンサーカメラに誘引されやすく、撮影にも問題ないのではないかということで、この時期を設定している。

伊澤委員：6月から9月ということを決められる前に、クマの食べ物、これが密接に関わる。たとえばクマが今何を食べているからここに設置したというような基準を決めれば、将来比較ができる。だから同じ食べ物のところに設置すれば比較になるけれども、クマの食べ物というものを度外視して、秋は実りが多いだとか冬は冬眠だというだけの根拠で調査するのはもったいない。6月と7月では山の実りもガラッと変わりますよね。どういう植生のところにカメラトラップをかけるのかというのは、結構重要になってくるのではないか。それを抜きにして適当に設定するのは、違うと思う。クマの食べ物というのは、彼らの動きを決める決定的な要因だと言っても過言ではないと思う。

岡委員：カメラトラップで個体数推定というのは、個体識別をして、ということか。

事務局：はい。ツキノワグマの斑紋を撮影して、それをもって個体識別を行う。

岡委員：そうすると150ヶ台だと結構密にかけても2ヶ所か3ヶ所くらいでしかできないことになる。あんまりばらつかせて県下全域に150台とすると再捕獲がなくなるので、全部新しい個体ということになるため、結構密にかけないといけなくなる。そうすると、地域毎の密度はおそらく出てくる。出てくるのだが、宮城県が以前行った時に問題となったのが、その後のかけ算だった。地域毎の密度は出たが、それを宮城県全体に拡げる時にどの面積を使おうかというのが問題となった。「結構大きな数値が出る」となったときに、「それだと困る」と言われた覚えがあるのだが、その辺りがかなりネックになってくる。決してカメラトラップがいけないわけではないのだが、カメラトラップで出た後に、それを全県に拡げるときに、かなりクマが住んでいる地域の特定が必要になってくるというのは意識しておいた方がよい。

事務局：県下全域に拡げるとなった際のかけ算の方法は来年度までの検討課題であるので、事務局でも検討させていただく。

岡委員：密度が違いそうな箇所3ヶ所を調査地点として、低い密度、高い密度を使い分けながらかけ算して足し合わせる、といったことを最初から決めておかないと、最後ちょっと危ないかな、と思う。

事務局：現在大規模生息域調査をやっている中で、どこにカメラトラップを仕掛けていくか、という議論にも業者となっており、その中でたとえば平成26年度に宮城県内で生息数推定を行った3ヶ所、宮崎地区・仙台地区・七ヶ宿地区については、生息密度がどこも大体均等なのではないか、という話が出ており、そうだとすると、3ヶ所に仕掛けるというよりは1つの地区に多くカメラを設置し、生息密度が均等だという仮定の下に県内全域にかけ

算を拡げていく、というような提案もなされており、その手法が妥当かどうか、という所も判断に困っているところであるため、その辺りも検討していかなくてはいけないと考えている。

土屋委員：生息密度が均等、というのはクマガがどこも大体同じくらいいる、ということか。

事務局：はい。

土屋委員：平成26年度の調査でどの地域も同じような数値だった、ということか。

事務局：このことについては業者の方から提示された情報であるので、公式にそうだと言える状況ではないが、平成26年度の結果から判断された、というよりは、業者が隣県においても同様の調査業務を行っている中で、「おそらく均等なのではないか」という話があったものなので、県としてもそれを信じて均等であると決定づけるものではないので、それに関するエビデンスも求めて、それを以て課内でも議論していきたいと考えている。

土屋委員：仮に均等だとして、それが県内において高密度な場所か、低密度な場所か、というの判断が必要である。高密度な場所だとして、その数値を県内全域で採用すると、県全域として過大な数値が出てきてしまうことになる。その辺はかなり重要ではないかと思う。

事務局：個体数推定業務については実施が令和2年度なので、これから予算要求して実施に向けてやっていくということで、担当からも説明したとおりであるが、6月から9月というのが目撃件数が非常に多い時期であるということからその時期かな、というのが我々としても考えていたところであるが、場所等の面についてはこれから検討を進めていかなくてはいけない部分が多々ある。実際指針が定まってから先生方から御意見いただきたいところではあるが、それまでの間にもし機会があった際できればそういった形で御意見いただくということも検討したい。もしそういった場を設けられない場合、郵送等のやり方で検討してまいりますがいかがでしょうか、という形で御意見伺って、検討させていただければと思う。

部会長：今、建設的な意見を出せ、と言われてもなかなか難しい所ではあると思うので、そういった形やっていけるといいのかな、と思います。今、短い時間の中でもいくつかの指摘があったように、色々問題が出る可能性はあるので、慎重にやった方がいいと思う。ちなみに秋田県もカメラトラップでやっているが、あそこは3ヶ年計画で今年が最終年度。試算は推定1,000頭で、3年前と比べて大幅な修正値が出ている。岩手もこういう調査をやった時は3年。ヘアトラップで、カメラトラップを補助的に使ってやったが、やはり密度の高い方低い方それぞれできちんとデータを取ることが大事なのではないかと思う。可能であ

れば、来年度だけでなく更に正確を期した方が、とも思う。

事務局：ありがとうございます。再来年度以降に関してはなかなかここで申し上げることはできないのだが、できるだけ御意見は承った上でそういった方向に向けて頑張っていきたいと思う。先生方の意見をできるだけ参考にしながら今回の調査も実施進めていきたいと思うのでよろしく願いしたい。

部会長：その他御意見あればお願いします。

伊澤委員：資料1の中で、狩猟、有害捕獲と分けた形で捕獲頭数が出ているが、錯誤捕獲した場合はこの中のどれに該当するのか。たとえばイノシシ用のくくりわなにかかったクマにかかった場合は錯誤捕獲となる。その中の何頭かはその場で殺されている。それは有害捕獲とは性質が違うと思う。基本は「錯誤捕獲」なんです。その錯誤捕獲したクマに対して、県はどういった見解を取っておられるのかを聞きたい。

事務局：平成30年度も宮城県内では錯誤捕獲、どうしても発生してしまっている所であり、原則としてツキノワグマ管理計画、また第12次鳥獣保護管理事業計画、錯誤捕獲した鳥獣については原則放獣するというスタンスを取っている。ただ、主にツキノワグマに関しては、錯誤捕獲した以上、放獣をしようとしても、それにより人身被害を併発してしまう可能性が高い事例もどうしても発生してしまう。そういったものに関しては、捕獲という体制を取らせていただいている。

伊澤委員：くくりわなだとか箱わなというのは、被害を受けている農家の方々が、自分の畑の近くに設置するケースが多い。そうするとクマが錯誤捕獲されるのは民家のすぐ近くだから、これは危ないという話になるわけで、それは有害捕獲ではなく、「錯誤捕獲」。間違っ捕獲してしまった。「有害」というのは、「これこれこういう害を及ぼす、だからこういう方法で捕獲する」と、これが「有害捕獲」。そこの違いをどう取り扱っているのかというのが、今の説明では全然納得がいかない。

事務局：伊澤委員の仰ることはよくわかった。錯誤捕獲されたツキノワグマを捕殺するということについては、確かに有害捕獲とは明確に区分されるべき部分はあると思うが、県の規定上は「人身被害を為すおそれがある個体」ということで、「有害捕獲」という区分としており、捕獲頭数についてもその区分で計上している。

伊澤委員：それは他の鳥獣でもそういう危険があるわけで、クマだけが特別扱いされてるんじゃないかと思う。人身被害が起こりやすいというのは、それは大型の動物だから当然なわ

けで、そういう判断をされるとなると、「わなにかかってしまった、殺してしまえ」という話になってしまう。やはり錯誤捕獲と有害捕獲は、県としてきちんと一線を画すべき。有害捕獲は、現実に害を為している、あるいは100パーセント人身被害を起こす場合、それならば有害捕獲。イノシシを捕獲するからといって設置したわなに誤ってかかって、「これは危ない、人身被害を起こすかもしれない」という判断をしているが、では目撃情報が出たらすぐ捕獲許可を出すのか。

目撃情報がどんどん増えている。錯誤捕獲があった場所をまたクマが通ったら、もっと危ないではないか。捕獲されていないのだから。だから、そういうところをきちんとしないと、後々色々と問題が出てくるよ、と言いたい。訳も分からず有害駆除をして、はい終わり、という訳にはいかない。あくまでもクマは放獣が原則ですから、きちんとした個々という大義名分の中で、人身被害の危険性というのを把握しなければならない。今の説明だとさっき言ったように、目撃情報を寄せると、住民の方が目撃するわけなのだから、「これは人身被害が起こるよ」という話が通ってしまう。それで殺してしまえばおしまい。そういうことが一番いけないんだと言いたい。

事務局：目撃情報があったからといってすぐに捕獲する、という体制はとってはならず、目撃情報のあった場所や必要十分な防除策をとっているか、また人身被害に限って言えば本当に人身被害の起こる必然性が高いかなども含めて捕獲の対応はしている。今後も事務所等と連携を取り、「目撃があったからすぐ捕獲」というようにはせず、県管理計画上でやっていきたいと思う。

伊澤委員：私の経験から言うと、クマは1週間か10日は同じ場所に出てきて、また場所を変えするという性質を持っているだろうと思っている。そのときに、目撃情報は特定の場所に集中してくると思う。何人もの方が見ている中で、クマは悠々と作物を荒らしていく。一方、くくりわなにかかる場合というのはほとんどが手、むしろ指に近いところにかかる。そういった検証をしたことがないから断言はできないが、数日間それで捕まっていたクマというのは、放獣しても、苦しんだわけだから、民家をうろうろしているようなクマよりもはるかに危険が少ないと私は思う。苦しんで苦しんで、それで離れたら、うろうろ好きなように歩いているクマよりもはるかに危険は少ないはず。誰も検証してはいないので、私の勤ではあるが。人身事故などということで振りかぶってしまうと、今後の問題が出てきてしまう、なんでも良くなってしまふ。「2回出てきたらもうダメ、人身事故の危険性がかかる、撃て」、ではもう訳が分からなくなってしまう。有害駆除というのはあくまでも「危険が迫っている」あるいは「頻繁に農作物が荒らされている」という大義名分をきちんと出せば良いわけで、錯誤捕獲は誤って捕まっただけなんですよ。やはりそこは区別してもらわないといけない。そうすると今後の保護管理計画が立てやすくなるのではないかと思います。

事務局：ありがとうございます。

部会長：錯誤捕獲の問題についてはどの県も悩んでおり、非常に悩ましい問題ではあるのだが、少なくとも年間の捕獲数のうち錯誤で何頭駆除したのか、本来の有害捕獲で何頭捕獲したのかくらいはきちんと分かるように標記して共通認識としておかないと、大半が錯誤だったりしても全て有害でまとめられると、錯誤に対する問題意識が高まってこない。対策を採ろうという話にならないわけで、そういった部分はきちんとした方が良いのではないかなと思う。

事務局：錯誤捕獲されたツキノワグマについては危険、という認識があり、実際今年人身被害で今年1名死亡された件についても錯誤捕獲が原因ということである。錯誤捕獲でわなにかかり、どうもそれが外れたらしく、わなを見に行ったら襲われてしまった、というものであるようだ。そういったことを考えると、錯誤捕獲されたツキノワグマについては放獣するというのが原則ではあるが、人身被害の危険があるという場合には有害という区分で捕獲する、ということについては御理解いただきたいと思う。ただ、御指摘があったように、有害捕獲だったもののうち、メインが錯誤捕獲だったものについての確認については、頭数の把握も含めて我々としてもしっかり努めてまいりたいと思う。

伊澤委員：今話のあった人身事故については詳しくは知らないけれども、クマではなくシカのことなのだが、関東で錯誤捕獲について検証していて、カメラトラップを仕掛けたことがあるそうだ。体力を消耗してしまって、よれよれになってしまっていたが、人間が接近した途端に猛烈に暴れたそうだ。人間が近づいてきてびっくりして、最後の力を振り絞って暴れたという状況ではなかったかと私の経験からは思う。わなを解いたらじっと待っていて、クマがわなをかけた奴を狙って襲ったとは到底考えられない。私はクマの専門家ではないが、今までそういうくくりわなにかかったイノシシとかシカを見てきた。みんなぐったりしているんですよ。そこに人間がいたら、まず人間を襲うことになる。だからそれは、錯誤捕獲したら撃ちまえ、という根拠にはならないと思う。どういう状況かはもう少し詳しく調べる必要があるかとは思いますが、わなのようなものにかかって、それがうまく外れて、狩猟者が来るまでずっと待っていた、それはちょっと考えられない。

事務局：おっしゃったとおり、わなにかかったからすぐに捕獲する、ということではなくて、基本は放獣であるが、先ほど言ったとおり、やはり非常に危険が伴うということで、ケースバイケースということで、その場、その時の許可権者の判断も踏まえて慎重に対応したいと考えている。

部会長：その他何かありますか。

岡委員：実施計画の「生息環境管理」の（３）のところで結実状況調査というものをやっているが、これは本来「生息環境管理」ではなく「被害防除対策」の方に入れていただきたいと思うのだが、宮城県はそもそも東北森林管理局のブナの調査箇所が６ヶ所しかないことから、独自にもう７年ほどブナの箇所数を増やすほかミズナラの調査も行っており、だいぶデータも集まってきている。あくまでも令和２年度の計画では生息環境管理として影響を把握するための基礎資料としているが、そろそろ応用してもいいのではないかな、と思う。これだけデータも溜まってきたことだし、人身被害防止あるいは農作物被害の軽減に活かしたいと思う所である。たとえば豊凶の実りが悪い年というのは本当に里に降りてきているのか見たい所である。折角Googleマップをやっていることなので、それは里なのか山なのかは記録がきちんと取れることだろうし、各年それで増減しているのかも確認できると思うので、そういった解析も必要だと思うし、人身被害位置図もあるが、一様に場所を落としてあるが、これが果たして里なのか山の中なのかで全然意味が違って来るだろうし、要するに大量に目撃される時は里に出てくるのだから、そういったクマに人身被害に遭わないように話が持って行けるのかな、という風に思う。一方で農作物被害の方はちょっと豊凶自体を対策に活かすのは難しいかもしれない。というのも宮城県は有害駆除を行うのが夏場。実際に豊凶調査をやるのが９月に入ってからなので、ここのところをどういう風に考えようかな、と意識されるといいのかな、と思う。将来的にはこの豊凶調査が被害防除対策の一環として入ってくるのを期待している。多分これ、面白くなりそうな気がする。

事務局：我々にとってもデータを蓄積するだけでは意味がないので、今後の検討課題とはなっていくが、折角集めたデータなので有効に使っていきたいと考えている。

部会長：その他、何かあるか。

部会長：それでは、私の方からもう１つ、計画書案の１の（２）、森林整備課の方でクマ剥ぎの防止のために「補助事業による被害防止資材設置の推進等により、スギ等壮齡林への皮剥ぎ被害対策への支援を行う。」とあるが、具体的にどういった支援を行っているのか。たとえばクマ剥ぎを防ぐ、木に巻き付ける材を提供するとか、そういったことか。

事務局：森林整備課の担当が不在なので、自然保護課から回答させていただく。資材の支援ということで、具体的には皮剥ぎ防止資材でいくつか製品化されているものがあるので、「そういうのをやってみたい」という話があった際に、「林野庁の国庫補助事業などがある」という説明をしたりしている。以前自分が森林整備課で担当していた時に、いくつか相談はあったが、実際全額補助というわけではなく、ある程度森林所有者の負担も発生するといったところがあり、なかなか林野の財価が低い中で、手出しをしてまで資材を設置しようといったところまでは至っていない。最新の状況はわからないが、相談は受けているのだが、

ここ数年は実際の設置までは至っていないのかな、といったところである。

部会長：ということは、宮城県ではまだ使った例は無いということか。

事務局：だいが前になるが、平成25年度に国の補助事業等で大規模に県の中央部、大和町だとか県南の七ヶ宿町のあたりで「ウイリー」という白い生分解性プラスチックが風になびくものを導入した事例はある。

部会長：それは成果はどうだったのか。

事務局：自分の事例で恐縮なのだが、あの資材の場合だと積雪地で一冬越すと春先になって切れてしまっているというのが結構あったように思う。

部会長：了解した。今は色々な良い製品が売っているので、是非林業関係の皆さまにお勧めをしていただきたいと思う。

浅野委員：猟友会としては、確かにスギの皮剥ぎというのが結構近くの山でも出ている。それと、今年になって多分去年の暮れの餌で少し足らなかったのかな、という感じが現場として見受けられて今年は早めに里に降りてきている。奥山はほとんど少ない。いつもは奥山でタケノコを食べているクマがいるのだが、今年はタケノコを採りに行った時に「多分クマが食べるだろうな」と思って自分の食べるぶんだけ採ってきたのだが、1週間後に行ったら全部タケノコが伸びていた。結局クマはそこにいなくて、里山の方で山菜採りしていると、足跡がいっぱい見受けられる。今年は普通に道路を走っていても小さいものから大きいものから、クマと遭遇する。先輩猟師から教わっていることでは、木苺のなる時期に子グマを放す。それから発情が来るという話を聴いているので、6月から9月の間にオスグマがメスを追いかけているんだらうな、とは思う。今年も結構捕獲したが、やはりオスの方が痩せている。餌を食べないでメスを追いかけているんだらうな、という風に思っている。錯誤捕獲はくくりわなと箱わながあるが、イノシシの箱わなには脱出口が付いているので、ゼロではないがほとんど錯誤捕獲になることはない。イノシシ用の箱わなに入ると、知らないクマは箱わなを壊して出て行く。知っているクマは一度出て、まだ餌が残っていると、出た後にまた入ってきて餌を食べるといったことがある。問題となるのはくくりわなで、くくりわなにかかった場合は手が付けられない。先日宮床地区でかかったクマは、向かってきましたから。あれで足の指がかかってたわなが抜けていれば、突っ込んできていた。その対処としては、ハンターを2人、3人用意して、クマを撃つとか、そういう方法しかない。そういう状況で、今年も異常という感じがする。クマは奥山でなく里山にばかり出てくる。地元の人は見ても報告しない。通りがかった人が見れば報告するが、今注意はしているのだが、なかなか思う

ようには進まない。そういう状況。

部会長：今年はずなが凶作のようなので、この秋は心配が大きい所ではある。その他、何かあるか。なければ審議を終わりにしようと思う。来年度本格的な生息状況調査をすることであれば、それに基づいて色々な計画を立てなければならないのでかなり重要なものになるかと思う。過小にも過大にもならないようなより良い方法を選択するためにも、専門家の方もおられるので、意見を聴取していただきたいと思う。それでは、今指摘された問題を取り込んでいただくという前提で、本計画案を原案のとおり了承するという事で議論を終わりたいと思う。

事務局：以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。